

## 海都の叛いた年次

箭 内 互

かざる能はざるべし。いふまでもなく「コロンブス」西航の目的は黄金の島なる日本に到らんとしたるなり。予輩は尙ほ最後に日本に於ける金價の比較的低廉なるよりして、近世開港の時に至るまでその流出止まず、澳門の隆盛は主として葡萄牙人が日本と貿易の結果、金に於て利するところ大なりしに因り、和蘭人の爲めにその貿易の特権を奪はるゝに及びて遂に衰運に向ひたるを附言すべし。日葡貿易極盛の日に在りては、日本の金の年々に澳門に輸入せられしもの三百萬磅を過ぎ、「ケンベル」をしてこの貿易にして更に二十五年間持續せんには澳門は「エルサレム」が「ソロモン」の日に有せりと傳ふる額の金銀を有せしならんとすらいふに至らしめぬ。而してかゝる金の流出は實に南宋の時に濫觴し元明を経て近世日本開港の時に及びたるなり。

西紀一二五一年のクリルタイは拖雷の長子蒙哥即ち憲宗を蒙古合罕に選定した。太宗の子孫及び其の與黨は太祖の遺法を楯に大に争つて見たが失敗したので、絶望的に新合罕の暗殺を企てたが、之れ亦直に露顯に及んで、誅戮又は遷謫の處分を受けた。これで太宗黨は殆んど無力となつたのだが、遷謫されたもの、中から海都カイヂウといふ怪傑が出て勢力の挽回を計つて著々功を收め、一二五六年には敢て憲宗の使臣石天麟を拘留し、一二六〇年世祖の即位と同時に阿里不哥アリブカも合罕と稱して兄弟位を争ひ、四年間相戦つた時には海都は阿里不哥に與した。阿里不哥降參の後も、彼は敢て入朝せず、屢々徵召されても、獨ほ馬瘦せたるを口實として命に應じない。それで世祖は之を寛容し、一二六五年には太宗の裔なる

四親王に南京の屬州を分賜し蔡州を以て海都の所領に充てた。然れども海都は素より拖雷系の皇帝を篡奪者と視て居る、随つて自ら取つて代らざれば止まぬといふ決心がある、區々たる分地や歲賜は到底彼の決心を動かすに足らなかつた。かくて彼は終に世祖に叛いた。然らば彼の叛いたのは何年か、少くとも何年と認むるが穩當なるか、之が即ち問題である。

彼の叛志を蓄ふるのは久しいことと、遷謫された年以來とも考へ得らるゝ、叛迹の明かとなるは石天麟拘留の事實でわかる、而も世祖は懿親の故を念うてひたすら懷柔に努めたし、海都も種々の口實を設けて入朝せぬのみで、敢て公然敵對するのでもなかつた。それが終に兵を擧げて元朝即ち世祖の朝廷に反抗するに至つた。それは果して何年か。元史の世祖紀に之れが記載があれば問題にはならないのだが、全く所見ないところから、其の後の修史家も敢て明記することを避くるものが多いやうである。

先づ邵遠平の元史類編を見ると、其の卷二、世祖紀至元五年の條に「是歲帝擊叛王海都于北庭、追至阿力麻里之地、去上都萬餘里、海都遠遁、帝令勿追」とある、蓋し元史の地理志西北地附錄の記載(後出)に因つたのであるが、これだけでは邵氏は果して至元五年を以て海都の叛いた年次としたのか、どうか不明である。殊に同書卷三十、系屬の條に太宗の諸子を傳して合失に及び、ついで「合失子即海都也、世祖至元中諸王乃顔反、未正其罪、海都以太宗孫、世居北方、久蓄叛志、方俟變而起、未幾果反、……」と書いてあるが、乃顔の反は至元二十四年五月であるのに、海都の反が其の後でもあつたかのやうな記載をなしたのを見るに、邵氏は此點に就いて未だ確信がなかつたやうである。

次に魏源の元史新編を見ると、其の卷十九、北方叛王の條に海都を傳して頗る詳なるものがある。即ち先づ彼れの叛志を蓄へたる由來を述べ、次に、元

史の鐵連傳に因つて鐵連の第一回出使の顛末を述べ、而して後、地理志の記載に本づいて「至元五年海都擧兵入塞、世祖逆敗之北庭、……」と記したるところを見ると、魏氏は蓋し至元五年を以て海都の叛いた年次と認めたものであらう。

次は何秋濤の朔方備乘卷三十四元代北徼諸王傳中の海都傳であるが、之には「至元元年西北諸王率所部來歸、而憲宗諸王以阿里不哥構亂、不自安、河平王昔里吉煽惑諸王、海都遂掠畏兀兒、虜其民、十一年追海都所給金銀符、朝議欲用兵、世祖曰宗室也、惟當懷之以德、命平陽馬步站達魯花赤鐵連往覘之、……十二年皇子北平王那木罕右丞相安童與牙忽都、備邊於阿力麻里、……」とある。この記事は魏氏の新編に比べると大に見劣りする、中にも海都の金銀符を褫つたのは十二年正月と元史の本紀に明文あるのを誤つてゐる。海都の畏兀兒攻掠の年次を言はぬ位だから、何時叛いたのか、之れでは全く不明である。

次に洪鈞の元史譯文證補卷十五、海都補傳を讀んでみる。この傳は洪氏が「朔方備乘有海都傳、融會元史紀傳而成、今考西書有元史所未及者、采輯其說、參證元史、庶乎賅備」といへるが如く、備乘は勿論、新編も遙かに及ばぬほど備はつたものであるが、それは一に西書即ち D. Olsson や Howorth などの歐文の書を參考したるが爲めである。さて洪氏は海都の居地が察合台後王の封境と接壤せること、至元三年(西紀一二六六年)察合台の孫阿魯忽(Alghu)が死んで、謨拔來克沙(Mobarak-Shah)立つたが、八刺(Bark)來りて之を廢して自ら代り、至元七年(一二七〇年)死して、尼克伯(Nikepi)嗣ぎ、九年に死んで托喀帖木兒(Tuka-Temur)嗣ぎ、程なく死んだことを記して、その次に「海都輔立八刺子篤哇(Dua)得其助、由是叛犯邊」といひ、次に「先是海都叛迹漸著」と書き出して鐵連出使の事などを述べ、而して後、「至元十二年海都・篤哇以十二萬衆圍畏兀兒王火

州城、久始解、於是敕追海都八刺金銀符、命亟相安童輔皇子北平王那木罕備邊於阿力麻里……」と説き進んで居る。これで察すると、洪氏は至元十二年を以て海都の始めて叛いた時と認めたらしい。

次に屠寄の蒙兀兒史記の海都傳を見ると、大體は洪氏の補傳に據つてゐるが、當面の問題につきては必ずしも全く同じではない。「至元十一年、秃黑帖木兒、薨、海都、輔立八刺合子篤哇、得其助、由是顯背朝命、與其黨帖木迭兒南侵畏兀之地。十二年正月、敕追前所賜海都八刺合金銀符三十四」と述べてあるのを見ると、屠氏は海都の叛いた年を至元十一年と認むるのである。

次に故那珂博士は其の著那珂東洋小史に於いて海都の叛いた年次としては何等明記する所はないが、彼が大會の推戴を受けて大汗となつた年を「至元三年、西紀一二六六年」と註記せられたし、桑原博士は其の著東洋史教科書に於いて、海都が叛いた年を

西紀一二六五年、大汗に擁立された年を一二六九年と註記されて居る。

以上列舉した如く、海都の叛いた年次に就いては(一)邵、魏二氏の至元五年説、(二)洪氏の至元十二年説(三)屠氏の至元十一年説、(四)桑原氏の至元二年説と都合四種の説がある。尤も明かた之れが海都の叛いた年だと記したのは桑原氏のみで、他の諸氏のは多少曖昧な點がないではない、殊に邵氏のを然りとする。若し邵氏のを至元五年説と認むる位なら、那珂氏のを至元三年説と認めても差支はない。孰れにしても今日まで定説がないといふことは明かである。

然らば吾等の所見如何といふと、至元五年説が正しいと思ふ、其の根據は洪氏以後の諸氏が均しく觸目せられた管の D'Olason, *Histoire des Mongols* の記載である。同書の第二卷三六〇—三六一頁に、海都が忽必烈と帝位を争はんとしても、獨力では困難であるので、阿里不哥自立の際には之を援け、阿里不哥

降參後は Tm 河畔に退いて朮赤の子孫と結び、次第に兵を集めたこと、忽必烈から屢々入朝を促さるゝと、馬瘠せなければとて謝絶しながら、而も遠からず入朝せんと約束したことを述べた後に、

*Mais, pendant trois ans, il étuda, sous divers prétextes, de remplir sa promesse; puis il commença les hostilités.—1268.*

と記して其の一節を結び、Djami ul-Tévarikh と註してある。即ち Rashid-eddin の著書に基いたことを證したに外ならぬ。海都の事蹟に就いて傳へたものでは何と云つても Rashid-eddin を第一とすべく、而してそれが西紀一二六八年即ち至元五年を以て海都が世祖に向つて敵對行爲を開始したと明記する以上、他に有力なる反證の擧らぬ限り、之に従ふのが當然であるまいか。然るに前記の諸氏は一言之に及ばないのは不思議でたまらぬ。

Rashid-eddin の記事だからとて絶對的に信用すべ

きものと言はれぬは勿論である。然るにこの記事の正確を證明するに足るべき記載が元史の地理志に存する、即ち其の西北地附録の阿力麻里の條の脚註である。その中に、

至元五年海都叛、擧兵南來、世祖逆敗之于北庭、又追至阿力麻里、則又遠遁二千餘里、上令勿追、以皇子北平王統諸軍于阿力麻里、以鎮之、命丞相安童往輔之。

とあつて、正に Rashid-eddin の所傳と符合する、而もこの符合は偶然だらうか。邵魏二氏の五年説の根據は一にこの記載に在る。然るに洪氏はこの記事の價値を疑つたのである、その理由は、

今考紀傳、皆無是事、追符之命乃在十二年、不知此注所本。

といふのである。如何にも元史の本紀には見えな、又列傳にも明證はない、然しそれだけの理由に因つてこの記事を疑ふのは輕卒の嫌がある、屠氏は既に

寄按、五年親征海都、紀傳固無明證。然巴而尤阿バロウア而忒的斤傳、海都・帖木迭而之亂、畏兀兒之民遭亂解散事在十二年以前、北庭即別失八里畏兀兒之北境、既稱其民於至元十二年以前遭亂解散、則至元五年海都叛舉兵南來之說、不爲無因、但逆敗之於北庭者、非世祖耳。又本紀稱皇子北平王南木合以至元八年建幕於和林北野里麻里、十年諸王孛兀兒ボウケル出率所部兵與北平王合軍、討叛臣聶古伯ケハク云云。原北平王所以駐兵阿力麻里之故、必八年以前海都有變、因遣皇子率重兵建幕防之、益信至元五年海都叛舉兵南來之說之不爲無因也。と論じて、略ぼ其の要を悉して居る、而も屠氏は之を註記するのみで、本文には至元十一年に叛いたとして居ることは既記の如くである所から察すると、地理志の此の記事に對する屠氏の主張は案外軟かさうである。吾等は強硬に主張すべきものと信ずる。

地理志の記事は悉く至元五年中に起つたものでは

說 林

ない。世祖の皇子北平王(名は南木合)が阿力麻里に鎮したのは、至元八年であつたことは、本紀至元二十一年三月の條の記事で證せられ、安童が往いて北平王を輔けたのは、至元十二年であつたことは安童傳と前記本紀との記事で疑を容れない。而して至元五年に世祖が海都を親征したといふことは、編者の過誤と思はれる、何となれば、(イ)元史の本紀に見えない。(ロ)世祖は毎年二月(時に三月)に上都に赴き、九月(時には八月又は十月)大都に還るを例としたが、此年も亦然りて、七月の辛亥には翰林直學士高鳴等五人を上都に召見したりしてゐる。(ハ)皇帝親征して北庭に赴き、更に遠く阿力麻里に行つたとすれば、元史の編者如何に疎懶なればとて、之に關する記事を見のがすべき筈がないからである。是れは蓋し親征ではなかつたらう。然しながら單に此の誤筆あるがために、此の記事を抹殺せんとするのは穩當でない、殊に至元五年海都が叛いたといふ事實

が Rashid-eddin によりて傳へられてある以上、此の記事は尤も尊重すべきものである、況んや吾等は支那に傳へられた他の記録によつて此の記事の信憑するに足るべきことが知らるゝと信ずるに於いてをやである。

既に屠氏も引證した元史卷一二二、巴而朮阿而忒の斤傳を見ると、

至元三年世祖命其子火赤哈兒的斤嗣爲亦都護、  
○畏兀兒海都帖木迭兒之亂、畏兀兒之民遭亂解

散、於是<sup>○</sup>有旨、命亦都護收而撫之、其民人在宗王近戚之境者、悉遣還其部、畏兀兒之衆復輯。十二年都哇、卜思巴等率兵十二萬、圍火州、聲言曰、阿只吉、奧魯只諸王以三十萬之衆、猶不能抗我、而自潰、爾敢以孤城、當吾鋒乎、……受圍凡六月不解、……  
○亦都護以其女與之、都哇解去、……

とある。(一)前半の記事に由つて、吾等は至元十二年以前にも海都の畏兀兒侵略を行つたことがあるのを

知り得る。たゞ「於是<sup>○</sup>有旨」の語を嚴密に取扱ふと畏兀兒侵略の事實が至元三年以前にあつたと解せらるゝけれども、是は寧ろ編者の筆の誤と見て、至元三年以後十二年以前に在つた事實と解すべきである。何となれば、前に引用せる Rashid-eddin の所傳による

と、海都は阿不里哥の降つた後三年の間は、世祖の入朝勸告に對して容易に其の態度を明にしなかつたし、世祖も未だ彼を以て朝敵とは爲さなかつたのである、而して阿里不哥の歸降は至元元年七月であるから、至元三年以前には海都の兵が畏兀兒に侵入すべき筈がない、(二)後半の記事に由つて吾等は至元十二年の火州城包圍以前に元朝の諸王等と都哇等との間に戦があつたことを知り得る、而も其の戦は十二年中に在つたとも、又十二年以前に在つたとも兩様に解せらるゝ。若し十二年以前の事だとすると、之も畏兀兒の地に於いて戦つたものに違ひないから、至元三年から十二年までの間に海都・帖木迭兒の兵

が一回、都哇・ト思巴の兵が一回、即ち前後二回の畏兀兒侵入があつたのである。尤も都哇の聲言したものは、火州城包圍に先だつのみで、或は同じく十二年中の事であつたかも知れぬし、左様でないにしても、海都・帖木迭兒の侵入と同一事實を指したのかも知れぬから、必ずしも二回の南侵あつたと主張しないが、至元三年以後、十二年以前に海都の兵の畏兀兒侵略は争はれぬ事實である。然らば、吾等が之を以て地理志の所謂至元五年の役に外ならぬと推測するも、決して不當であるまゝと思ふ。

至元十二年の役に就しては D'Ohsson も其の第二卷四五頁に於いて Ganbil の蒙古史の記事に據つて次の如く記して居る、

*Caïlou et Doua* entièrement, en 1275, dans le pays des Onigours, avec une armée de cent mille hommes, et assiégèrent l'Idicout dans sa capitale. Ils voulaient la forcer des'uir avec eux contre Cou-

bilai. Ce prince s'y refusa et reçut des secours qui le dégagèrent.

但し元史には侵入者を都哇及びト思巴とするのに、此れには海都及び都哇とし、彼れには兵數十二萬とするのに此れには十萬とし、圍を解いた理由に就いても彼れには亦都護の女を與へたるに因るとし、此れには援軍の到着に歸してゐる點が違ふのである、而も兩者の記事に如上の相異あることは偶々兩者の記事が其の出所を異にせるを示すもので、Ganbil は決して元史の巴而朮阿兒忒的斤傳を抄譯したものでないことが知れる。右の理由を以て吾等は海都若くは其の連合軍が至元十二年に畏兀兒に侵入したことは事實であると認める。然るに屠民は之を否認して十二年は二十二年の誤だとして蒙兀兒史記の海都傳では、

明年諸王阿只吉西平王奧魯赤與海都篤哇戰、敗績、海都篤哇遂以兵十二萬圍畏兀兒王火州城、援



兵至、乃解去。

と記して、其の脚註に

據多桑書。按舊史巴而朮阿而忒的斤傳、是役有  
 卜思巴、而無海都、謂都哇索女而去、與西書異、  
 且事在十二年、按至元十二年三月奧魯赤奉命征  
 吐蕃、必無與海都篤哇戰爭、知十二年爲二十二  
 年之脫誤。

と論じて居る。即ち屠氏の論據の第一は「元史と西  
 書との記載が異なるから」といふのであるが、如何  
 にも小異はあれど大同である、此の如きは元史の記  
 事を疑ふの理由とはならぬ。殊に自ら「據多桑書」  
 とするが、D'Olsson の書には西記一二七五年  
 (即ち至元十二年)と明記するではないか。第二は  
 「至元十二年三月には奧魯赤は吐蕃征伐に向つたか  
 ら、海都と畏兀兒の地に戦ふべき筈がない」といふ  
 のであるが、巴而朮傳の記事は必ずしも奧魯赤(原文  
 奧魯只に作る)が、至元十二年に海都と戦つたことを

示さない、たゞ火州城攻撃より以前の事をいつたも  
 ので、寧ろ十二年以前と解すべきである。又都哇は  
 十一年に察合台汗となり、之れは十二年の宣言なれ  
 ば、此の戦は十一年に起つたやうにも解せられない  
 でもない、而も聲言中の「我」は必ずしも都哇自身を  
 指すと解するに及ばぬ、西書によれば海都も來たや  
 うであるから、猶更此の一語に拘泥して十一年南侵  
 の説を立つるは不當である。屠氏は前記の文を承け  
 て

於是丞相伯顏奉命、代阿只吉、總北征軍、  
 と記し、其の脚註には

伯顏傳云、阿只吉失律、與巴而朮傳都哇聲言諸王  
 阿只吉奧魯只以三十萬之衆、猶不能抗我之語、  
 情事符合、

と述べてゐるが、之れは屠氏の論據としては尤も傾  
 聽すべきものである。氏は伯顏傳に

二十二年秋宗王阿只吉失律、詔伯顏代總其軍、

とあるをのみ引證したが、本紀、二十三年五月の條には

丁卯朔、樞密院臣言、臣等與玉速帖木兒、議別十八里軍事、凡軍行並聽伯顏節制、其留務委孛堇帶及諸王阿只吉官屬、統之爲宜。從之。

とあるし、又十月の條には「遣兵千人戍畏吾境」とか「賜合迷里貧民及合刺和州州○火民牛種、給鈔萬六千二百錠、當其價、合迷里民賜幣帛並千匹」とか「遣侍衛新附兵千人、屯田別十八里、置元帥府、卽其地總之」とか、畏兀兒地方の防備に關する記事の散見するのを見ると、屠氏の推測も強ち無理でもないやうであるが、然し此の一論據の成立が可能であるからといつて、東西の史書一致して至元十二年と明記するものを二十二年の脱誤であると斷定せんとするのは危険である。殊に元史の巴而朮傳は元文類卷二六に收められてゐる所の虞集の高昌王世勳碑に本づいたものだらうが、此の碑文にも都哇・ト思巴等の南

侵を十二年としてある。屠氏が二十二年説を主張する以上、此の碑文のも脱誤だとせねばならぬ。故に吾等は將來更に有力なる論證によつて屠氏の新説が成立するに至らば、とも角、然らざる限り、巴而朮傳の紀年には脱誤がないものと認め、以て地理志の傳へたる至元五年海都南侵説の旁證としたのである。

要するに元史地理志西北地附録の阿力麻里の條に註せられたる記載は、多少の誤謬を含むに拘らず、海都の叛いた年次を傳へた點に於いては他の記載と矛盾する所がないのみならず、全く出所を異にするD'Olssonの記載と符合するの故を以て、至元五年説が正當であると結論する。

こゝで翻つて從來諸家の説を見ると、邵魏二氏の五年説は何等批判なしに地理志の記事に據つたものであるが正鵠を得て居る。洪氏の十二年説の誤れることは、更めて絮説を要せぬ。屠氏の十一年説は巴而

尤傳の紀年を信用せずに都哇・卜思巴の南侵を二十二年に繋げた所から、十二年正月追符の原因を海都・帖木迭兒の南侵に求めた結果である。然し巴而尤傳によりて十二年に海都・都哇等が復た南侵したと、久しく懷柔を旨としてゐた世祖も遂に怒つて嘗て海都や八刺都哇の父に賜つた金銀符の無効を宣言したものと解して然るべきである。殊に屠氏は前にも言へるやうに、必ずしも至元五年海都南侵の事實を否認するのではないから、氏の説は遺憾ながら重きを爲さぬ。桑原博士の至元二年説の根據は不明であるが、若し吾等の村度を許さるゝならば、D'Olsson, II, 428 に「世祖より海都牽制のために察合台汗に封ぜられた Borak が西紀一二六五年(至元二年)Silmu河畔に海都と戦つた事を記すから、或は之れに據られたのでもあらうか。萬一さうだとすると、穩當ではないやうである。何となれば、此の戦は Borak が海都の所領を侵したのが原因で、決して世祖の爲め

に討つたのでもなく、又世祖の味方として攻められたのでもないからである。最後に那珂博士は至元三年海都が大汗となつたと書かれたが、之は誤筆か失考かと思ふ。D'Olsson には、西紀一二六九年(至元六年)の春 Talas 及び Goudjone の野に於て海都と Borak と欽察汗 Mangutemur の三人和睦して大會 (Kuriltai) を開いたる事を明記する。但し Howarth, History of the Mongols, I, 174. に「西紀一二六八年の春」としたのは何かの誤であらう。

海都に關して卑見を陳べたいものが猶ほ少からずあるが、此れ等はいづれ題を改めて大方の教を乞ふ積りである。(完)

(大正七年四月)